

第 74 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸付年度		内訳	金額等	
母子福祉資金 貸付金	平成18 年度	個人	未償還元金	179,322円	貸付けの相手方の破産及び連帯保証人による消滅時効の援用により今後回収の見込みがないため。
			その他	未償還元金に係る 違約金の請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。